

第16号議案

長岡京市都市公園条例の一部改正について

長岡京市都市公園条例（昭和47年長岡京市条例第22号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年2月21日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

長岡公園に有料駐車場を設置するとともに、西山公園ジャブジャブ池駐車場を廃止し、その他規定の整備を行うため、条例の一部を改正する必要があるため提案する。

長岡京市都市公園条例の一部を改正する条例

(長岡京市都市公園条例の一部改正)

第1条 長岡京市都市公園条例(昭和47年長岡京市条例第22号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(公園施設の設置基準)</p> <p>第2条の3 【略】</p> <p><u>2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第6条第2項から第7項までに定めるところによる。</u></p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第3条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が、特別の必要があると認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(1)~(5) 【略】</p> <p>(6) <u>市長が指定した場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は駐車すること。</u></p> <p>(7)~(10) 【略】</p> <p>【削る】</p> | <p>(公園施設の設置基準)</p> <p>第2条の3 【略】</p> <p><u>2 市の設置に係る都市公園について法第4条第1項ただし書の規定により条例で定める範囲は、都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第6条第1項各号に掲げる場合について同条第2項から第6項までに規定する範囲をもつて、その範囲とする。</u></p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第3条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が、特別の必要があると認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(1)~(5) 【略】</p> <p>(6) <u>指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は駐車すること。</u></p> <p>(7)~(10) 【略】</p> <p><u>(臨時駐車場)</u></p> <p><u>第4条の3 臨時駐車場(市の管理する公園施設で特定期間臨時的に有料で駐車利用させるものをいう。以下同じ。)とすることができる公園施設は、別表第2の3に掲げるものとする。</u></p> <p><u>2 臨時駐車場を利用しようとする者(以下「駐車場利用者」という。)は、自動車を入場させる際に駐車料を納付し、駐車券の交付を受けなければならない。</u></p> <p><u>3 臨時駐車場の供用日及び供用時間は、別に定める。</u></p> <p><u>4 前項の規定により定めた事項の周知は、臨時駐車場の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により行うものとする。</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|------------------------|--|
| <p><u>第8条の6</u> 削除</p> | <p>る。</p> <p>(<u>駐車料</u>)</p> <p><u>第8条の6</u> 駐車料は、別表第6に定める額に消費税等相当額を加えて得た額とする。この場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p><u>2</u> 駐車場利用者は、駐車料を市長に納付しなければならない。</p> |

別表第2の3を削る。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>別表第3（第8条関係）</p> <p>都市公園基本額（他の別表に定めがあるものを除く。）</p> <p>(1) 公園施設を設ける、又は公園施設を管理する場合</p> <p>【表省略】</p> <p>(2) 公園を占用する場合</p> <p>【表省略】</p> <p>(3) 公園を利用する場合</p> <p>【表省略】</p> <p>備考</p> <p><u>1</u> 表に掲げる額が単位当たりで定められている場合においては、当該単位の端数計算については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 年を単位として定められている場合において、使用期間が1年未満の場合又は1年未満の端数を生じた場合は、月割をもつて計算する。この場合において、1月未満の端数は1月として計算し、月割をもつて計算した1月の額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。ただし、表の(2)の2の場合における1月分のみの額に限り、その額が10円に満たないときは、10円とする。</p> | <p>別表第3（第8条関係）</p> <p>都市公園基本額（他の別表に定めがあるものを除く。）</p> <p>(1) 公園施設を設ける、又は公園施設を管理する場合</p> <p>【表省略】</p> <p>(2) 公園を占用する場合</p> <p>【表省略】</p> <p>(3) 公園を利用する場合</p> <p>【表省略】</p> <p>備考 表に掲げる額が単位当たりで定められている場合においては、当該単位の端数計算については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 年を単位として定められている場合において、使用期間が1年未満の場合又は1年未満の端数を生じた場合は、月割をもつて計算する。この場合において、1月未満の端数は1月として計算し、月割をもつて計算した1月の額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。ただし、表の(2)の2の場合における1月分のみの額に限り、その額が10円に満たないときは、10円とする。</p> <p>(2) 月を単位として定められている場</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(2) 月を単位として定められている場合において、使用期間が1月未満の場合又は1月未満の端数を生じたときの端数は、1月として計算する。</p> <p>(3) 1件1平方メートル未満若しくは1メートル未満のもの又は1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数を生じたときの端数は、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算する。</p> <p>2 (1)の表において法第5条第1項の許可を受ける者に使用料の額を提案させる場合は、この表の規定にかかわらず、当該提案に係る額を勘案して市長が定める額とする。</p> | <p>合において、使用期間が1月未満の場合又は1月未満の端数を生じたときの端数は、1月として計算する。</p> <p>(3) 1件1平方メートル未満若しくは1メートル未満のもの又は1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数を生じたときの端数は、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算する。</p> |

別表第6を削る。

第2条 長岡京市都市公園条例の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 | | | | |
|---|---------|---------|------|---------|---|
| <p>第4条の2 【略】 (駐車場)</p> <p>第4条の3 駐車場(市の管理する公園施設を有料で駐車利用させるものをいう。以下同じ。)とすることができる公園施設は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公園名</th> <th style="text-align: center;">公園施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">長岡公園</td> <td style="text-align: center;">長岡公園駐車場</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 駐車場を利用しようとする者は、自動車を出場させる際に駐車料を納付するものとする。 (駐車料)</p> <p>第8条の6 駐車料は、別表第6に定める額とする。</p> <p>2 駐車場利用者は、駐車料を市長に納付しなければならない。</p> | 公園名 | 公園施設の名称 | 長岡公園 | 長岡公園駐車場 | <p>第4条の2 【略】</p> <p>【加える】</p> <p>第8条の6 削除</p> |
| 公園名 | 公園施設の名称 | | | | |
| 長岡公園 | 長岡公園駐車場 | | | | |

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6 (第8条の6関係)

| 施設名 | 区分 | 駐車料 |
|-----|----|-----|
| | | |

| | | |
|---------|-------|--------------------------------|
| 長岡公園駐車場 | 普通自動車 | 30分までごとに100円（ただし、40分以内は無料とする。） |
|---------|-------|--------------------------------|

備考 普通自動車とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動車をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。